

◇生命保険料控除制度の概要について

平成22年度税制改正により平成24年度の所得税から生命保険料控除制度が改正され、平成24年1月1日以降に、生命保険会社と締結した保険契約より、介護医療保険料控除が新設され、「一般生命保険料控除」「個人年金保険料控除」に加えて「介護医療保険料控除」の3つの控除枠による制度に変更されました。

そのため、平成23年12月31日までに締結した保険契約と平成24年1月1日以降に締結した保険契約では、生命保険控除の適用が異なりますので、ご留意下さい。

1 保険料控除区分の適用限度額・制度全体での適用限度額の変更について

「一般生命保険料控除」「個人年金保険料控除」の適用限度額が、所得税4万円に変更となり新設される「介護医療保険料控除」も同額となります。

制度全体での所得税の所得控除限度額が、12万円に拡充されます。

＜旧制度＞ 2011年12月31日以前に 締結した保険契約など		＜新制度＞ 2012年1月1日以後に 締結した保険契約など	
	適用控除額		適用控除額
一般生命保険料控除	5.0万円	一般生命保険料控除	4.0万円
個人年金保険料控除	5.0万円	個人年金保険料控除	4.0万円
合計適用限度額	10万円	介護医療保険料控除(新設)	4.0万円
		合計適用限度額	12万円

2 控除額の計算方法について

旧制度適用契約と新制度適用契約では、所得税の生命保険料控除額の計算方法が以下のとおり変更となります。

旧制度		新制度	
年間の払込保険料	控除額	年間の払込保険料	控除額
25,000円以下	払込保険料などの全額	20,000円以下	払込保険料などの全額
25,000円超 50,000円以下	払込保険料など×1/2+12,500円	20,000円超 40,000円以下	払込保険料など×1/2+10,000円
50,000円超 100,000円以下	払込保険料など×1/4+25,000円	40,000円超 80,000円以下	払込保険料など×1/4+20,000円
100,000円超	一律 50,000円	80,000円超	一律 40,000円
※一般・年金あわせて100,000円が限度		※一般・年金・介護医療あわせて120,000円が限度	

3 新制度適用契約について

新制度適用対象は、契約日が2012年1月1日以後の契約です。

ただし、契約日が2011年12月31日以前の契約であっても、2012年1月1日以後に更新・特約中途付加等（保険金額の増減も含む）の異動により、契約内容が変更された契約も新制度適用契約となります。

- 積立年金保険をご契約されている方については、税制適格型A（個人年金保険料控除枠）、自由積立型B（生命保険料控除枠）の両制度とも旧制度適用契約となります。（平成24年1月1日以降の新規契約及び、保険金額の増減を行った場合でも、旧適用契約控除区分となります。）

4 旧制度適用契約と新制度適用契約の両方をご契約されている場合

旧制度適用契約（以下、旧契約）と新制度適用契約（以下、新契約）の両方をご契約されている方は、生命保険料控除と個人年金保険料控除については控除ごとに、①旧契約のみでの申告、②新規契約のみで申告、③旧契約と新契約の両方で申告する場合のいずれかを選ぶことができます。③旧制度と新制度の両方で申告する場合は、合計額が申告額となり、所得税4万が所得控除限度額となります。また全体の所得控除限度額は、12万円までとなります。

所得税における所得控除限度額 12万円		
<新契約>	生命保険料控除 4万円	介護保険料控除 4万円
	+	個人年金保険料控除 4万円
	旧制度と新契約の両方で控除の適用を受ける場合、4万円が限度となります。	
<旧契約>	生命保険料控除 5万円	個人年金保険料控除 5万円